宗祖直弟における本迹論

株橋日涌

序

宗祖直弟における本迹論を窺うのに注意すべきことは、一にその基準を宗祖の本迹思想におかなければならないこと、二には本迹の一致・勝劣の概念をもってしてはならないことである。

先ず基準とすべき宗祖終窮の本迹思想はいうまでもなく本迹の能所勝劣である。これ宗祖本懐の観心本尊抄を始め、真義発揚の佐後の重要御書を拝すれば明白である。凡そ宗祖の本迹思想はもとより宗祖所闡の教義すべて中古天台への批判・排去の上に成立っているもので、中古天台の延長でもなければ模倣でもない。中古天台の教学は天真独朗の理の上に立つ絶対主義による現実肯定の思想であり、それを批判し排去して絶対を超えた相対主義によって現実を改造せんとする時機相応の宗義を樹立されたのがわが宗祖である。しかるに今日門下二・三の流派においては宗祖滅後に本宗内に受容された中古天台思想を或は宗義に合糅し或は転換して成立せしめた不純なる教学をもって、宗祖創唱の法華宗学だと心得ているものがある。例えば彼等の常套教判たる文上・文底という教観相対など、宗祖の教判ではなくて実は根本法華と顕説法華、本迹未分と已分、事成顕本と理成顕本等という中古天台教学より習合したもの

に過ぎない。かかる習合の不純なる本迹思想を基準として直弟各師の本迹問題を論ずることは甚だ危険で、過誤を生ずる基となる。この故に今祖滅成立の習合本迹論を去り宗祖の本迹思想に拠って、直弟達の本迹論を窮うこととする。次に一致・勝劣という概念であるが、この概念は凡そ宗祖滅後数十年を経て始めて発生したもので、宗祖の在世及び直弟時代には未だこれを見ることはできない。宗祖の在世や直弟時代に偶々弟子・檀那中に迹門読不の問題があったとしても、未だ後世にいうが如き一致（迹本実相同）・勝劣（本迹実相異）の論議はなかったはずである。宗祖滅後中古天台の本迹未分思想の撮用によって始めてこの致・勝問題が生起したのである。しかしこれが果して何時代何人より発生したものか。これを明確にせんがために直弟各師の本迹論を窮うことにした。

以上二点を念頭において観察したのであるが、恨らくは各直弟の本迹問題に関する詳論の著作が非常に少いため、充分なる確答が得られなかった。仍て今後更に資料を探ね研究をつづけていくことにしたい。

一、日昭聖人

もと天台僧、成弁。宗祖に帰して日昭。弁殿、弁阿闍梨と称す。晩年鎌倉浜土に隠栖。元亨三年（一三二三、An四二）寂、寿一〇三

昭師の著は殆んど伝わらず、ただ宗義の見るべきものとしては左の書のみ

経釈祕抄　一巻（正応元、九、二八An七）宗全一の一）

この書は経釈の要文抜萃で、初めは教相上の権実相対に関する引証であり、以下は教義として法華経の功徳・修行・教主・末法相応の義等に関する引文がある。昭師自身の義としては、最後に身心二病を挙げて妙法蓮華経がその身心二病の良薬であり、妙法信心に上・中・下三品の不同を立て、毒病皆癒において「信心堅固なれば一生に平癒し、信心中程なれば次生に、下品なれば未来際に本復す」るとしている。

以上の如くこの書には本迹問題について何の記述もない。だからといって昭師には本迹義に対する所懐が全然なか

ったということにならない。昭師はあらゆる迫害を忍受して折伏弘通に精進せられた宗祖に代って、鎌倉に常在し専ら宗祖門下への教育と檀那への教化に当たられたくらいであるから、本迹問題等の重要教義は随分と熟知されていたものと推量される。その証左は文永十年八月に与えられた波木井殿への御返事に

鎌倉ニ筑後房・弁阿闍梨・大進阿闍梨ト申ス小僧等有レ之。召レ之ヲ可レ有ニ御覧一可レ有ニ御談義一、大事ノ法門等粗ホ申ス。彼等ヘ日本ニ未ダ流布セルニ大法少々有レ之。随テ御学問可シニ注シ申ス一也。（縮九八〇 定七四五）

とある。「大事ノ法門」は必ずしも本迹法門のみではないが、この消息の内容を以てすれば、宗祖が正像未弘の妙法蓮華経の大法を弘むる故に必ず大難に遭うべしとは仏陀の予讖であるという法門であるから、勿論本迹法門も含まれていると見るべきである。昭師は他の上足達と同様に、宗祖がすでに重要御書において本迹義を重々に強調されているから、更に論述するの要はなかったものであろう。

（備考）宗祖より昭師宛に授与された御消息は遺文中に数通あり、これらの書には一向教義に関する記述がない。がしかし檀那に与へられた御消息に、法義上昭師に関する記事のあるのは、今の波木井三郎殿御返事の他に、文永十二年三月の四条金吾殿御返事がある。しかし昭師へのこれらの御書及び記事では昭師の本迹問題を直接知ることはできない。

二、日朗聖人

日昭聖人の甥、十歳にして宗祖の門に入って出家。筑後房・大国阿闍梨。比企・池上を督す。元応二年（一三二〇、An三九）寿七六

朗師の教学上の著としてはただ

本迹見聞　一巻（宗全、一の一四）

あるのみ。この書の冒頭に「観心本尊抄」の「自ニ一品二半一之外……孤露同ニ禽獣一也」の文と、「開目抄」の「迹門方便品は一念三千・二乗作仏を説いて……是れ則ち本因本果の法門也」の文とを標示し、入文において問答形式にて

本迹問題を叙述してある。しかし標文と入文との両意が相反している。標文の本尊・開目両抄の文は共に本迹勝劣の義を表するに反して、入文は本迹未分思想にもとづく本迹同体の趣旨をあらわしたものである。これ両者は本来別本であったもの、即ち標文は「本迹異目」と称していたもので、この別の二書を一書として宗学全書に載せられたのが抑々の誤りである。[1] 竜華年表の文保二年（一三一八 An三七）の項に、十月二十三日　朗師が「本迹勝劣口決抄」を像師に寄せられたとあるが、この「本迹勝劣口決抄」が今の「本迹異目」のことではないかと思われる。さて少々煩しいきらいがあるが、これは教学史上参考になると思うから、入文の「本迹見聞」の論旨を挙げてみよう。

一、本書は大体迹門（方便品）不読説に対して、迹門読誦を主張したもので、その読誦すべき迹門というのは、「今所立の方便品は本地久成の方便品なり」とし、

一、この方便品の所詮は実相の妙法蓮華経である。これを寿量品に最初実成というのであるとして、「最初実成の時に方便品ある故なり」という。

一、故に「迹門所説の実相常住の理体と本門寿量品と全く同じきなり。是の故に処々の解釈に、本迹雖殊不思議一とも釈し、或は即迹而本、即本而迹とも釈したまへり」といい、

一、本門寿量品に顕わに説かざる実相の理体を、方便品に説くのである。

一、大体法華経は本門の立場よりすれば、「迹門の如是我聞より皆是れ本門寿量品なり」とて、法華経一部悉く本地法華経とする。

一、しかしこの顕本本地の法華経は本迹未分の重であるという。謂く

顕本の時立ち還って迹門十四品を見れば、二十八品倶に五百塵点の本時の法華経なり。最初成道の時の初一番の成道といはば、此の時は本迹未分の重にして本とも迹とも云へざる処なり。而るに第二番の成道の時、先づ初一番の

成道を本と云ひ、第二番を迹と云ふ。今開迹顕本の時は初一番の本時の法華経に返って、全体本迹未分の法華なり。是を知らず跡方もなき料簡を致し、聖人の御書の表にも迷惑するなり。

といっている。

かように本書は迹門方便品を本地久成の方便品とし、それは寿量品における最初成道の実相を明したもの、故に本は理体の上では不思議一であるという。即ち法華経を顕本本地の本迹未分の重において本迹同体を主張するものである。かかる本迹同体論はこれ宗祖直弟たちの寂後、即ち中古天台思想の受容された後に成立した教学思想である。仍て該書は室町時代に入って日朗門流によって作成されたもので、恐らく朗師の直著ではなかろう。(2)

とすれば本尊・開目両抄の標示たる「本迹異目」のみが朗師の記であって、朗師も昭師と同様宗祖直授の本迹勝劣論者であったものと推する。

（備考）

一、迹門不読論について

本書は迹門不読論に対する迹門読誦論であるが、今迹門不読論者を挙げれば、宗祖の在世においては曽谷教信（観心本尊得意抄―定一九九番）と大田方の人々（四菩薩造立抄―定三三五番）である。しかしこの二書における迹門不読に関する箇所は、田辺善知師が後人の挿入といっている（日蓮聖人の本尊論―二八二）。更に考うべき問題であろう。

宗祖滅後においては美濃公天目であるといい、（五人所破抄―宗全、興門八五）また天目と越後公日弁であるという。（日仙・日代問答―同上四四五）天目・日弁共に本迹勝劣論者であったことは、後掲の天目の「本迹問答七重義」及び日弁記の「円極実義抄」によって明らかであるが、富士派のいうが如く迹門不読を主張したか否かは確証がない。

次に迹門不読を主張した人に富士派の上蓮坊日仙があったという（佐渡日満の「方便品読不問答記録」、前記仙代問答）。かように宗祖の在世及び滅後においては本迹勝劣の義をもって直ちに迹門は読むべからずという議論があったことは否めない。

宗祖直弟における本迹論

二、日朗授与の御書について

日朗の本迹論には直接関係がないが、宗祖より朗師へ授与された教義上の御書に

土籠御書　（縮六九五、定五〇九）

此経難持十三箇秘決（縮六九六、定二〇六八）

日朗御譲状　（縮二一〇六、定二一八五）

がある。悲しいことに右三書いづれも御真蹟は存せず、古来真偽の異説のあるものばかり。しかし前二書はわが日隆聖人がすでに別に疑義をはさまず著述中に取上げている（隆全七の二三一、同一一の六一、同一の五四三）から、真偽のほどは決し難いが、後の一書は日隆師の著述にその名を見ない。この御譲状の本迹教義を示す辺は全く今の「本迹見聞」の論旨と同じである。故に当書も「本迹見聞」と相前後して作成されたものと思われる。妙満寺日受はこの譲状を謀書と断じている。（宗全、顕本二八〇）

（註）

(1) 宗全の本書の奥（二一）に〔編者云〕として

本書冒頭、本尊・開目二抄の標文は、一本に「本迹異目」と題して別出す。然るに本書の入文に「観心本尊抄開目抄」とあるに徴するに彼此一聯の文なるが如し、今旦く私見に従って輯録す

とある。しかしやはり右二抄の標文は、「本迹異目」として別本とする方が妥当ではないか。望月博士は別本としている。（学説史二九）

(2) 執行海秀師は本書を中古天台教学の爛熟した室町時代の成立としている（教学史一六）が、小衲は本書の引用文が悉く天台三大部本末の文に宗祖の御遺文が附加されている程度で、未だ二八帖見聞や爛熟した等海口伝抄等中古天台教義の文旨を見ることができない点よりして室町初期のもの、むしろ御義口伝・日向記よりも以前の成立ではないかと考えている。

三、日興聖人

もと天台宗、駿河国岩本実相寺僧、甲斐公、宗祖に帰して伯耆房、白蓮阿闍梨。上野大石寺・北山本門寺開祖。正慶二年（一三三三、An五二）寂、寿八八

興師には自ら相承または筆受した宗祖の親撰だと称するものに

本国妙抄・百六箇相承・産湯相承・御本尊七箇之相承・寿量品文底大事・御義口伝

等があり、また自らの著作或は口伝として

三時弘経次第・神天上勘文・五人所破抄・富士一跡門徒存知事・五重円記

等がある。ところが以上いづれも興師滅後に作成されたもの、中には中古天台教学に影響されて作成されたと思われるものがあるので、これらに依って富士派の本迹勝劣義を窮うことができても、興師自身の本迹論を知ることはできない。いわゆる以上諸書の中、「五人所破抄」（日興談、三位日順筆受宗全、興門八五）は大体興師を除く五老の義を破するものであるが、最後において天目の本迹勝劣を主張する富士派の迹門読誦は自語相違ではないかという攻論に対して、本迹勝劣なるが故に、一に所破のため、即ち迹を破し本を顕わすためにこれを読み、二には借文のため、即ち迹の文証を借て本の実相を顕すためにこれを読むのだと弁解しているものである。「五重円記」（日興著という同上八八）は円において権・迹・本・観心・元意の五重を挙げて展転次第し勝劣を立てる、権・迹・本の次第は機情昇進の分、観心は観（能観）境（所観）の相対の円、この上にある機法不立、法尓法位の重が元意の円である。しかし元意の円においても台当の異があり、台家は一仏不現前の理非造作の重、迷悟生仏未分の重、即ち権実未分・本迹未分の根本法華の実相であるとするに対して、この台家説は禅天魔の法であると破し、而して当家の元意は上所所伝の妙法、本地甚深の奥義たる妙法蓮華経であると説く。即ち当家においては本門の円とは在世一品二半の妙法、本門観心の円とは事の一念三千の妙法、本門元意の円とは事行の妙法蓮華経であるとする。この論旨はまことに明快にして巧妙であるが、これを以て直ちに興師の本迹論と受取ることはできない。この「五重円記」の説は富士派にしては荘厳巳義の偏見がなく素直に理路が整然としている。而も中古天台を評破するあたりは正論であるが、それだけに興師の親著と見ることができない。恐らく室町時代の産物であろう。

宗祖直弟における本迹論

以上の著作・筆受類はさておき、信用のできる興師の消息は如何、彼の消息中教義的記事のあるものは、正応元年（Ａｎ七）の「与波木井実長書」（宗全、興門一六九）と「原殿御返事」（同上一七〇）との二書である。前書は正応元年十一月日付のもので、これには波木井実長の信仰を称歎しているが、興師が身延離山（同年十二月五日）約十日後の「原殿御返事」（同年十二月十六日）には実長と身延日向との謗法を責めている。この二書はいくつかの教義的なことが記されているが、興師寂後作為的成立の「五人所破抄」や「富士一跡門徒存知事」に論ずる宗号の台当違目にかかわる本迹勝劣義については一向に触れていない。ただ元亨三年（Ａｎ四二）の「報佐渡国講衆」（同上一七七）に至って、佐渡国の講衆が式部の君（重須の日妙か）より「本迹の法門」を承った由が記されているが、それが勝劣か一致かの義は記されていない。しかしこれはいうまでもなく本迹勝劣の義に相違ない。何となれば左の三通の「申状」にはいづれも本迹勝劣・台当の不同が示されているからである。

一、正応二年（Ａｎ三九）正月　日（宗全、興九五）

二、嘉暦二年（〃　四六）八月　日（〃　九七）

三、元徳二年（〃　四九）三月　日（〃　九九）

なお興師寂年の元弘三年（Ａｎ五二）正月十三日付の「日興遺誡置文」（全二十六ケ条あり）第四条に

一、偽書ヲ造テ御書ト号シ、本迹一致ノ修行ヲ致ス者ハ、獅子身中ノ虫ト心得ベキ事（宗全、興一三一）

とある。しかしこの置文は後世に至って意識的に作られたものではないかと思はれる。

（備考）昭・朗・向・頂等各師にも申状が存しているが、何れも興師の申状と異り本迹勝劣の義はなく、権実相対の論旨である。

四、日向聖人

幼にして叡山にて出家、十三才にて宗祖の門に入る。佐渡公、民部阿闍梨。茂原妙光寺開祖、身延第二世。上総坂本村に隠栖。正和三年（一三一四、An三三）寂、寿六二

向師には宗祖より直接聴聞せし上に更に自己の研鑽をもって広く諸宗を批判せる畢生の著述、金綱集十巻（宗全一三・四巻）が存する。その十巻の内容は、華厳宗見聞・小乗三宗見聞・方等之事・浄土宗見聞・真言宗見聞・禅見聞・法相宗見聞・三論宗見聞・法華経之事であり、更に別巻として真言見聞・禅見聞を追加している。即ち小乗・権教等諸宗の流伝・教義等を挙げて批判の対象とし、最後に法華経について翻訳・伝来・修行・教相等を解説し、前記諸宗の能判としているものである。仍てこれは権実相対の破立の大綱を示したもので、本迹判については全く見ることはできない。ところが向師には本迹法門に関する鎌倉名越問答があった。これ天目・日向の本迹問答である。本成日実（中山門流）の「当家宗旨名目」（和本、下三三ヲ）によるに、

正安四年（Ａｎ二一）正月廿八日、天目が鎌倉名越の日向の座前に観心本尊抄を持参して、此の抄の「自二一品二半一外小乗教・邪見教・覆蔵教・未得道教」とある文に由って、本迹勝劣七重の義を立てた。これに対して日向は「此の抄の相伝を受けているものは中山の日常上人と小衲だけである。本抄の相伝なきものが本抄を拝見すれば必ず疑問を発するものである。大体本迹法門を論ずるのには迹門付嘱の義と迹門読誦の現証とを以てしなければならない。初に迹門付嘱の義というのは迹門は像法の天台にも付嘱し、末法の聖人にも付嘱されている。迹本二門にも表裏傍正があって、像法天台への付嘱は迹門を面とする法華経、末法聖人への付嘱は本門を面とする法華経である。本抄の迹門正宗八品についての一往・再往の二意はこれを顕す文である。次に迹門読誦の現証とは聖人は毎日の勤経に方便・寿量の迹本二品を読誦せられたし、また弘安五年十月十三日聖人池上御遷化の折、御臨終の時聖人自ら方便品を読み始められ大衆これに従ひ、方便品終って寿量品の半ばにして御寿終あそばされたのである。かように付嘱の義・現証の義共

に迹門を用いて本迹一致なるべきは当然である。これが本抄の相伝である」と主張したというのである。(1)

ここにいう天目の本迹勝劣の七重義は、天目聖人の項に出すから往見、ここでは省略。とにかく本成日実によれば日向師は法華経において迹面本裏・本面迹裏の台当の違を論じて本迹一致を主張したようであるが、これは天目の本迹勝劣義を迹門不読だと解してかく対論したのであろう。故にここでは本迹一致といっているが、これ後代における本迹未分の同体論ではなくて本迹併用・本門正意論であった。ところがこの本迹一致論が室町時代に至って中古天台に影響されて日向門流の教学が本迹同体論に発展していったのであろう。

註

(1) 天目・日向の本迹問答は、日実と同じく中山門流の常寂日耀の「本迹対論一致用意抄」下巻、録内啓蒙巻一八所出妙満寺日受は御臨終時の寿量品の半ば読誦というは一体何処か、六句知見に至て則ち御臨終になったというのかと茶化している（宗全、顕本二の八四）

五、日頂聖人

富木日常の義子、もと天台僧、伊予房。後宗祖に帰す、伊予阿闍梨。真間弘法寺（もと天台宗、出家の寺）嗣法。晩年駿州重須（生地）に隠栖。嘉暦三年（一三二八、An四七）寂、寿七七

頂師の本迹教義の見るべき著は

本尊抄得意抄副書　一巻（正応五年九月、An一一）宗全、上聖四三）

あるのみ。この書について宗学全書の凡例には

その真偽は別とし、……上代に於ける本迹論研究の資料たり

といい、奥書の〔編者云〕の下にも、「未だ真偽断ずべからず」とある。

大体本書の真偽未決とされる理由は、後分の「興上人一期ノ弘法」以下の文にある。即ち「興上人一期の弘法の付嘱

を受け」というのは、富士門流の身延相承（宗全興門三三）の「日蓮一期ノ弘法、白蓮阿闍梨日興付ニ嘱ス之ヲ」に同じく、この書の「日蓮日興と次第して、日興は無辺行の再来として」云云は、彼の門流の秘書とせる本因妙抄末尾（同上一〇）の

常寂光土乃至多宝塔中大牟尼尊
└上行菩薩――日蓮
└無辺行菩薩――日興

とあるに同じく、この書に「熟脱を捨て下種を取るべき時節なり。記の一に雖脱在現具騰本種」というは興門強調の法門で、彼の門流相伝の「百六ケ相承」（同上一一）の主旨に相応している。この故に本書の冒頭より「興上人一期の弘法」の文の次上、「是を天魔波旬の成す所領と遊ばされたり」までの前分の説旨は宗祖指南の法義をそのまま説いたもので、別に興門の色彩がないが、「興上人」云云以下が興門流相伝の特色法門を挙げているのである。

本書前分の趣旨は大田方の人人が迹門無得道なれば迹門を捨つべきだという曲解を誡めた「四菩薩造立抄」、及び曽谷教信の迹門不読義を僻見なりと教誡した「本尊得意抄」を以て、本迹勝劣の的証であること、本迹勝劣なれば末法は迹門傍本門正なるべき旨を心得べきであると解説しているのである。即ち本書の肝要は

此書（四菩薩造立抄）又得意抄の二抄、既に本迹勝劣の的証なる事、明らかに知んぬべし。本門の事行は要が中の要、下種の南無妙法蓮華経なり。

の文と、

所謂二門の表裏の義理を知らずしては読む事叶ふべからず

の文とである。これが頂師自身所懐の本迹法門であり、後文の「興上人」以下は後代に附加されたものでろうか。

というのは頂師は晩年に真間を退いて重須に隠れ興師の思想になじんだとはいへ、その在世中には未だ本因妙抄や百六ケ相承に見るが如き中古天台の影響者がなかった筈だからである。

以上の如く「本尊抄得意抄副書」の前分が頂師の真著とすれば、頂師も本迹勝劣・本門正意論者であったといえよう。

次に六上足の順序として

日持聖人　幼にして天台宗岩本実相寺にて出家、甲斐公。宗祖に帰して蓮華阿闍梨、四十六歳にて海外布教出でその終る所を知らず

の本迹教義を述べなければならないが、彼にはなんらの著述もないから如何ともすることができない。彼は文才あり和歌を解したと伝へられ、「持妙法華問答抄」（縮四六五定二七四）は師の述作にして宗祖より印可を受けたという（浅井要麟師は考うべき点があると、解題五二）が、この書は権実判を骨子として記されているので、全く本迹教義を見ることができない。

六、天目聖人

熱原甚四郎の孫とも、伊豆国畠山の三浦氏出身ともいう。浄法房、卿公、美濃阿闍梨。鎌倉円成寺、茂原妙本寺等開基。延慶元年（一三〇八、An二七）寂、寿八一

天目師の教学思想を窺うのには、前記向目問答の節、日向に提示したという

本迹問答七重義（宗全、上聖一四八）

と、鷲巣日辨の記したという

円極実義抄下巻（上巻逸失同上六四）

である。向目問答の状況は前に略記したが、天目が提示したという本迹問答七重義を挙ぐれば

一、天台・妙楽・伝教・大聖人の御釈は一向に迹を捨て本を立つる事

二、聖人の御書に於て一往再往・与奪傍正これありと雖も、肝心の実義は開目抄と観心本尊抄とを本と為すべしと云ふ事

三、本迹の法門に於ては時に依て破立あるべきの事

四、大聖人の習ひ忝くも父母・檀那の義たりと雖も、時至らずんば本意を顕はさざる事

五、聖人の御門弟に於ては、先づ経文を閣き聖人の御書を本と為すべき事

六、本門に於ては、在世・滅後に亘るべき事

七、一品二半の外も本門の序正流通共に、末法に於ては所詮と為すべき事

である。第一条は宗祖の本門為勝は別として、天台宗の天台・妙楽・伝教の三師までが、迹を捨てゝ本を立てたとは思はれない。大体この問答記録は本迹一致を主張する中山門流の日実・日耀のものしたものであるから、天目の立義を多少過大に表現したものかも知れない。第二条の宗祖の御書中、開本両抄肝要説は至極妥当であり、第三条の像法と末法と相対して本迹法門において破立・傍正のあること、第四条の父母・檀那等の義理・人情にかかはらず、時至らざれば本意を顕示しないことは異論はない。第五条は経文軽視、御書重視の意ではなく、経文を解するのに先づ宗祖の御書を能照能見の眼としなければ経意の把握に過誤を生ずるという意であろう。第六条は観心本尊抄の「在世本門末法之初」[兵式]の種脱一往一体を示したもの、第七条も本尊抄の文によるもの、至極当然である。

以上によるに、天目は富士派の諸師が非難するが如き迹門不読論者であったか否かは断定し難い。彼は本迹勝劣・本門正意論者であったことは明らかであり、而もその本門為勝も単なる正宗一品二本のみを採るのではなく、本門の序正流通共に詮と為す旨を主張したことは確かである。このことは日弁記の「円極実義抄」中の天目の義を見れば一層明らかとなる。

宗祖直弟における本迹論

次に円極実義抄であるが、此の抄についてこれは弁の著か、天目の作か、古来議論の存するところであるが、今は巻首に「日弁記」とあるに従って日弁の著とする。抄中処々天目の事を述べているが、これを以て天目自身の記とするよりは、弁師が「天目云く」とか「天目相伝する所の」等と、天目を指すに第三人称を以て記されているように思はれる。「巻末」の「本門寺沙門天目集記」とあるのは、弁師が天目の義を集記したものであると解するのが妥当ではなかろうか。著作筆代は祖滅二十年代ではないかと思う。その理由は抄中に「正安二年太才庚子五月十日己来天目身命を惜まず散々に彼の老僧等を破失するなり」(宗全一七三)とある。正安二年は祖滅十九年だからそれよりも後の作としなければならないし、弁師の殉教は応長元年(祖滅三〇)六月廿六日だからそれ以前の作としなければならない。

さて本書における天目の教学を窺うに、云く

其の後永仁五年三月十七日右衛門太夫に付して彼の僧等を勧進す、天目云く「大聖御作の書数百巻これあり。門徒一同一処に会合して之を治定し、本門大師の元意に就て一同に本門の三大秘法を弘通せん」と、彼の人人を諫暁すれども猶は之を用ひず。其後正安二年太才庚子五月十日己来、天目身命を惜まずして散散に彼の老僧等を破失するなり。破されたる彼の人人等は瞋恚を起すこと毒蛇の如し。天目の悪名を天下に立つること称計すべからず。然りと雖も法門に於ては一言の返答もなきなり。彼の老僧達云く「本迹は勝劣なし、故に我等の本師聖人の朝夕の行は本迹並べて之を行ず、其の上浄法房が物狂に云く大聖人は迹門の経を破するなりと、全く其の義なし、迹門の経は是れ我等が本師弘通の正意なり」と云ふ。彼の人人は本師の所破を以て弘通の正意と為す。是れ師弟相違の過(とが)七逆罪に劣らず。弟子は応に師の法を弘むべし。何ぞ還て師の弘法を失ふて各々一弟子と計するや(同上七三)

と。彼の老僧等というのは昭・朗・向・興の四師である。彼の「四人の老僧等此の義(宗祖の第三法門)を知らず、妄りに本迹を混雑し迹門を以て面と為し本門を以て裏と為し未だ仏教の淵底を極めず、本師の元意を得ざる者」であ

るに対して、天目は尓前・迹門・本門の三重の教相によって簡出された第三法門たる本門三大秘法を弘通する正師であるということである。ここに述べる四老が迹面本裏の逆謗者であるというのはそのまゝ受取れないが、天目は本迹勝劣論者であって法門の乱衰を慨歎されたことが強調されている。かくの如き天目であったから早くも祖滅十六年の永仁五年に御書の編輯を提言したのであろう。又書中に昭・朗・向・興の四人は「従体垂迹迹依於本、及び不識天月但観池月等の釈を知らざる」者、「又能開所開に迷へる」者と破し、而して

本門の円を以て正直捨権の純円と為す。天台の一念三千は理観なり、本化大聖は事具三千の妙観なり。此の如き妙境妙智は正しく法華経本門寿量品の肝心妙法蓮華経の五字の能開の極妙に依るなり。……

天目相伝する所の本門大聖人の止観の法門、此の如し

と示し、三大部に前代未聞を論じて左の如き意を示している。

宗祖の前代未聞の三大部
- 止観――本門事具一念三千
- 玄義――本門の名体宗用教
- 文句――本門の因縁・約教・本迹・観心（以上同上八五）

以上要するところ天目の教学思想は本迹勝劣にして、その本勝たる本門は寿量品所詮の事具一念三千であり、これが即ち「日蓮が第三の法門」にして、末法弘通の三大秘法の妙法蓮華経であるとする。天目が迹面本裏弘通の謗者中に興師を入れているのはどんな事情によるのか、興師所懐の教学からいえば不当であって、これ興師に対して相当感情的であることは免れない。興門流では却て天目をもって興師の義を盗める違反者であるとしている。[1] これも少々感情的であるが、とにかく天目と興門との間には相当の隔執があったことは認められる。

要するに天目は前言の如く本迹勝劣論者であったことは間違いないとして、この書による限り迹門不読論者であっ

たとはいえない。彼を迹門不読論者に仕上げたのは興門流で、或は日興の許を離れた天目を憎さのあまり作為せられたものではなかろうか。

（備考）天目の寂年に延慶元年（An二七）と延元二年（An五六）との二説があるが、前説の方が正しいのではないか。というのは、保田妙本寺日睿の「日仙日代問答記」（宗全、興門四四五）、冠鐺日親の「伝灯抄」（宗全、史伝一の六〇）、及び本成日実の「宗旨名目」（和本下三三）等、いづれも天目の名を先に日弁を次に記することは、天目の方が日弁より年長でなかったか、年長であったとすれば、前説を正当とする。すると天目は弁師より十一歳の年長である。従って教学上も天目の方が日弁より先輩であっただろう。まして「円極実義抄」は全く弁師が天目相伝の教義を主として記述されたものであるまいか。

（註）

(1) 富士一跡門徒存知事の追加（宗全、興門一二七）に

一、去る正安年中以来、浄法房天目と云ふ者あり。聖人に値ひ奉り日興が義を盗み取り、鎌倉に於て之を弘通す。又祖師を蔑如し添加する義も有之

とある。

七、日辨聖人

駿河熱原甚四郎の子、もと熱原滝泉寺の僧、後宗祖に帰す、越後阿闍梨。熱原法難の折活躍。鷲巣鷲山寺・峰妙興寺等開基。応長元年（一三一一、An三〇）奥州遊化の途次毒殺さる、寿七三

弁師の本迹思想を窺うのに前記「円極実義抄」の他に、本尊抄聞書　五巻（正本峰妙興寺）、[1] 本迹聞書　一巻（同上）があるというが、残念ながら今それらを拝見することができない。仍て「円極実義抄」下巻のみに依ることにしよう。しかし該書は前述の如く天目相承の教義を記述したものであるから、弁師の教学というよりもむしろ天目の教学であるかも知れない。故にここでは天目相承日弁所懐の教義として述べておこう。実義抄は始めに

浅きを去て深きに就くは是れ如来の本懐なり。伝教大師の云く、浅易深難釈迦ノ所判、去リ浅ヲ就ハ深キニ丈夫之心也等[二六]。

と標して、外道・蔵通別の前三教・尓前未開の円・迹門開会の円・本門の極円等と展転次第して勝劣を論じ、最後の本門極円を明して

当に知るべし、本実成以来十方垂迹所説の微塵の経々、並に今日寂場以来、迹門の安楽行品に至るまで、皆是れ涌出・寿量の序なり、方便なり。久遠の本は唯涌出・寿量の両品に限て一代に絶えたる所、……爰を以て本門寿量品を教主釈尊出世の本懐と為すと申すべし、最極此に在るなり。（宗全、上聖六六）

とて本尊抄の指南の如く、五重三段の第五法界三段の正宗たる涌出・寿量の二品をもって久遠本地の教とし、而も二品の中寿量品をもって最極となすのである。而して観心において迹本二門の不同を説いて、迹門は理円、本門は事円なりとし、本門事具の純円より見れば迹門理円はなお別教の摂属なりと斥ひ、本門純円の妙法蓮華経をもって末法下種に備うべき旨を述べている。而も彼は本門の教相・観心を説いて後、昭・朗・向・興の四老の迷執を破して

今法華宗の弁律師日昭・大国阿闍梨日朗・民部阿闍梨日向・白蓮阿闍梨日興、此等の人々、教法流布の時機を知らざる上、仏法の邪正浅深に迷惑す。故に近迹に執して以て遠本を失す。本迹すら尚迷へり。況んや不思議一をや。進んでは釈迦・多宝・十方諸仏の御本意を失ひ、退ては本師たる本門大師の弘通の本意を失ふ。彼の人々は古の謗法の天台宗に就て学文を為す間、彼の旧習未だ改まらず、今此の本門大師の正義に彼の邪義を混合し迹門を以て極理と為す。実に以て不可なり。（同上七一）

等と呵責している。[2] 而して彼は末法弘通の三大秘法として左の如き意を示している。

三大秘法
- 本門の本尊――久成釈尊・地涌四菩薩
- 本門の戒壇――正像三国未立の大戒壇
- 本門の題目――如来内証寿量品の妙法蓮華経

以上弁師の教学は大体此の如きである。要するところ、彼の本迹論は本尊抄の法界三段の義によって近（迹中）と遠本（本地）と分別している。故に彼の本迹勝劣義は単なる一経上の迹本二門の勝劣ではなく、本地迹中対判の勝劣であること、而もこの本迹判の根拠が本尊抄の法界三段であること、これはまことに祖意を得たものというべきである。しかし折角法界三段によりながら流通為正を取らずして前四重三段に同じて正宗為勝を採ったこと、及び本地寿量品の体たる事具事円の別体妙法蓮華経を直ちに末法所弘の三大秘法とせられたことは惜くも未だしの感がある。以上目・弁二師の本迹法門を窺ったのであるが、何分その本拠が共に「円極実義抄」一書であるから、両師各特異の思想を明確になし得なかった。しかし古来の諸史料殆んど美濃公天目・越房房日弁等と両師を切離さず一処に論じていることは、両人の教学思想において差異のなかたった証ではないかと察するものである。

（備考）

一、望月博士は「猶本迹一致の語は実義抄に天目の用ゆる処なり」（学説史五〇）といはれている。もっとも博士は「円極実義抄」を天目著とみるからかくいはれるので、とにかく本迹一致の語は実義抄（宗全、上聖八三）に始まるというのである。而も博士は「よってこの語は像師・天目時代に用ひられたものにして、祖滅五十余年前後のものか」（前掲の文に引つづき）といはれているが、小衲は前言した如く同書が祖滅二十年代の記述とすれば、本迹一致の語はその頃すでに使用されていたものと思はれる。この「本迹一致」の初見は本迹論史研究の参考とすべきであろう。

二、弁師には御遺文中に掲げられている日秀共同名儀の「滝泉寺申状」があるが、この書は熱原法難に関する申状であって、別に本迹問題に関する記述がないからここには触れないこととする。

（註）

(1) 執行師はこれ「日弁の作でなく、小西日慧の作の誤伝である」といっている。（教学史三〇）

(2) 弁師も天目に倣い興師を破斥しているが、興師も弁師を異端者としている。即ち「本尊分与帳」（宗全二の一一二）に、富士下方市庭寺ノ越後房者日興ノ弟子也、仍テ所ニ申与一如レ件。但シ弘安年中背ニ日蓮一了とある。

八、日法聖人

初め日弁に従って出家、後宗祖に直参。円性房、和泉阿闍梨。駿河国光長寺開祖。彫刻に巧みであり、祖像を作って各所に残す。暦応四年（一三四一、An六〇）寂、寿九〇、或は八三

日法師の本迹論を見るべき著書は

聖人之御法門聴聞分集（宗全一九一）

本迹相違（同上一三七）

である。

「聴聞分集」は法華経について広く種々の法門を説いてあるが、教相としては殆んど権実相対である。本迹に関してはわずか左の如く説かれている。

文句記云寿量品釈云　此之娑婆即本応身所居之土也云云。玄七云即本時同居土也　寂光土ヲ云也。又迹本非本と云ふは、迹門には大通を本と為す間、本に望むる時は本にあらず。本迹非迹とは久遠実成の本仏は垂迹の義これなしと雖も、是れ利生方便の為に垂迹する故に、廃迹顕本の時迹にあらずと云ふなり。記一本云本時自行唯与円合化他不定亦有八教一文（宗全上聖一三三）

といい、また

五百問論云一経文中以本為主文。又云一代教中未曽顕遠父母之寿一〇若不知父寿之遠復迷父統之邦徒謂才能全非人子文。義決云道邃師之久遠出自今典久遠之本唯在今経若余経在者本門施化応成虚説涌出寿量文義倶壊文。

私に云く、是の如き文釈を案ずるに、天台と聖人との本迹違目道理必然也

という。この文は法聖自身の語は少くただ文句・玄義等の諸文を以て本迹義を引証しているのであるが、「私に云く」に示せる如く、彼自身の本迹観はもとより本迹勝劣である。而もその本迹観たるや単なる一経中の迹門十四品・本門十四品という横の本迹ではなく、縦の本迹即ち本地・迹中相対の事の本迹である。「迹の本は本にあらずといふは、迹門には大通を本と為す間、本に望むる時は本にあらず、本の迹は久遠実成の本仏は垂迹の義これなしと雖も、是れ利生方便の為に垂迹する故に、廃迹顕本の時は迹にあらずといふ」というのが、このことを証する。

次に「本迹相違」であるがこの書は経文をはじめ天台三大部本末に輔正記や伝教の守護章と、わが宗祖の開目抄・本尊抄・取要抄・報恩抄等重要御書を挙げるのみで、彼自身の解説はない。ただ書中一ケ所に

私に云く、本迹雖殊不思議一、或は二門之体両処不殊等とは本門より開迹し竟るなり。（同上一三九）

とあるのみ。この書を拝するとき、本迹一体の意をあらはす文と共に、本迹勝劣の意をあらはす文とを多く掲載しているが、その題号の如く、また「私に云く」の如く、日法師の思想は本迹勝劣にあったことは、本書を通観すれば理解できよう。今は煩しいから引証文逐一の解説は避けておこう。

（備考）

日法師の俗姓について、「当家諸門流継図之事」の日憲記に、信州、佐野家の人といい、「仏祖統記」には父の名は芝田右近なりといい、また近来の諸師いづれも師について信州の人、佐野氏の出身、或は芝田右近の子などとしている。これについてどうも納得ができない。その理由は「富士一跡門徒存知事」（宗全、一の一二七）に

甲斐国下山郷の地頭、左衛門四郎光長は聖人の御弟子、還化の後は民部阿闍梨を師と為す。（帰依僧也）而るに永仁年中新堂を造立し一体の仏を安置するの刻、日興の許に来臨して所立の義を難じ、聞已て自義と為し候処に、正安二年民部阿闍梨彼の堂並に一体の仏を開眼供養す。

とあり、先年宗門史家故稲田先生より「光長寺」の号は日法聖人の俗姓を取ったものであると聞いていたが、今文中の「甲斐国下山郷の地頭左衛門四郎光長」は果して日法聖人の俗姓で而も光長寺号の所由であろうか。なお同書（同一二三）に

一、下山鈔　一巻

甲斐国下山郷兵庫五郎（光基の氏寺平泉寺に直に御自筆を以て遣はす）住僧因幡房日永追出しの時の述作なり。正本の在所を知らずとある。

下山の地頭兵庫五郎光基は因幡房日永の父で念仏信者であったが、この宗祖代筆、日永提出の御消息によって光基が法華経に帰依するに至ったのであるから、下山家においてはこの下山御消息は重要な書状である。その書状の日法写本が彼の開基たる光長寺に蔵されていることを見れば、あるいは下山左衛門四郎光長は日法聖人の俗姓かともおもう。然るに興師の「本尊分与帳」を見れば

一、武蔵国住、泉出房者越後房弟子、仍テ日興申ニ与之ニ。越後房逆罪時、同時ニ背キ了ヌ（同一二三）

とあり、武蔵国の住僧泉出房を和泉房日法とすれば、同帳にはまた

一、甲斐国下山左衛門四郎者因幡房ノ弟子也、仍テ日興申ニ与之ニ。但ッ聖人御滅後背キ了ヌ（同一二五）

と重出されているのは何故か。この点よりすれば法師と光長とは別人かと思はれる。別人だとすれば下山左衛門四郎光長は在俗の入道で光長寺の開基檀那であったのか。宗門史に全く素人の小衲には不審であるから、誰か御教示下されば幸甚である。

九、日像聖人

幼名経一麿、肥後阿闍梨、竜華院。日朗門下。帝都開教、三黜三赦を経て弘通公許の綸旨を得、京都妙顕寺開基。康永元年（一三四二、An六一）寂、寿七四

像師は日朗門下であって宗祖の直弟ではない。故に直弟として扱うことは不当であろうが、今宗祖滅後の教学史では第一期即ち宗祖滅後より建武中興に至る約五十年間の直弟各地布教時代に入る人であるから、直弟なみに見てここにその本迹論を掲げることとする。

像師の著は

法華宗旨問答抄　法華宗弘通抄　本迹同一文集　本迹口決

祈祷経之事　曼荼羅相伝　五時図　制定条々　　其　他

であるが、この中本迹問題に関して記しているのは、祈祷経之事・本迹口決・本迹同一文集の三部である。

先ず「祈祷経之事」（宗全、一の二一四）は文保二年正月十三日（Anの三七）の著で、執行海秀師が「宗祖の作と伝ふ祈祷経肝文の略註であるが、本書には本迹二門は一往勝劣、再往一致と言明し、説必次第に従って勝劣を立てるが、二門の体に於ては殊らずして全く一致であると論じている」（教学史五六）と明しているもの、その通りである。今その文を挙ぐれば

一、本門寿量品の本尊等と書き顕し、迹本各別に勧請の事、御勧請並に勘文、迹本各別は一往説必次第の儀なり。広略を捨てて肝要を好み給う蓮師の御内証は非文非義の五字の要法は是れ要が中の要なり。全く迹本各違、高下劣勝これなきなり。

一、題目一返の事、……末弟等　迹本各別の勧請等を見て要法にも亦迹本の違あるか等と思うべし。故に一往説必次第の儀、迹本各別には之を記すと雖も、五字の要法に二返これなきことを知らしむる時、題目は一返と之を註し給うなり。……所詮本迹二門は一往勝劣、再往一致等と覚知すべきなり。

一、三宝の事、迹の三宝とは……本の三宝とは……今開顕迹本の上の三宝とは迹本一体の三宝なり。

大体この「祈祷経之事」は宗祖の著と伝える「末法一乗行者息災延命所願成就祈祷経文」（略して祈祷経肝文という）の略註であって、原本の祈祷経肝文は縮遺では第二続集に、定本では第二続、五三に掲載しているもの、宗祖の真撰とは認め難いものとしてある。この肝文自身、略註の如く初めに迹門の三宝を勧請して迹門十四品の肝文を挙げ、次に本門の三宝を勧請して本門十四品の肝文を出し、而して後に南無妙法蓮華経の題目を掲げてあるもので、何等迹本の勝劣不同は示されず、表面上本迹一致と見られるものである。故に今の略註では一往勝劣・再往一致と断じたのである。従って原本の肝文は勿論宗祖の滅後の作である。而して今の略註の本迹は一往勝劣・再往一致という思想も像師の思想と認

め難い。すでに朗師の項に述べた如く、像師は文保二年十月十三日に朗師より本迹勝劣の口決（本迹異目）を受けているし、像師自身も教証二道の義を知らずして開会・観心、即ち本迹無勝劣の法門を謂うべからずと誡められた制定があるからである。(1)

次に「本迹口決」については、執行師の周到且つ妥当な説がある（教学史五六往見）。故に今は多少説明を補足しておこう。本書の本迹論を図示すれば左の通りである。

本迹―┬―一往勝劣―本迹已分―顕説法華―説必次第
　　└―再往一致―本迹未分―根本法華―住本顕本―非文非義の妙法五字―末法当時の要行

これを正しく前述の「祈祷経之事」における

広略を捨てて肝要を好み給う蓮師の御内証は非文非義の五字の要法、是れ要が中の要なり。全く迹本各違、高下劣勝これなきなり。

の解説である。この解説においては宗祖が妙法蓮華経の五字は文にあらず義にあらず、一経の意なり（四信五品抄―縮一五四二〇、曾谷抄―〃一六五八）と示された本迹勝劣義の真意を心得ず、却って曲解して本迹無勝劣・迹本一部採用とし、而もこれを主張するために、未だ現れなかった中古天台の已分と未分、顕説法華と根本法華の義を以てすること、既に自ら像師の真撰ではなく、後世の中古天台受容時代のものたるを暴露している。

さて要するに前の「祈祷経之事」は「祈祷経肝文」の略註であり、今の「本迹口決」はその略註の裏書であって、前書は本迹一致を主張しているが、未だ中古天台の迹本已分と本迹未分とを分別していない。然るに今の「口決」は明かにこの中古天台義が示されている。ということは両書共に同じく像師寂後の作としても、前書は像師直後の作、今書は室町時代に入ってより後の作に相違なかろう。

三に「本迹同一文集」はその名の如く、本迹一致の旨を主張せさんが為に天台三大部及び宗祖の御書より適文を集めたものである。本書の要旨を挙ぐれば

一、宗祖大士は天台に背かず与同していること。

一、今経の本迹は体用本迹で、方便品の実相は体、寿量品の長寿は証体の用であること。

一、かく体用本迹の所詮は実相であるから、当然「本迹雖殊不思議一」であること。

一、従って末法に於ては迹本共に利益があること。

等である。仍て本書は宗全第一巻の凡例を待つまでもなく、像師以後の擬作である。その成立は中古天台浸潤以前であろう。(2)

以上祈祷経略経・本迹口決・本迹同一文集の三書を一瞥したのであるが、何れも像師寂後のものであるから、像師自身の本迹思想を窺うことができない。祈祷経略註と本迹同一文集は台家与同の本迹一致の思想であり、本迹口決は室町時代の中古天台浸潤による本迹一致思想である。果して像師は一致論者であったであろうか。否像師は勝劣論者であったに相違ない。しかしそれを知る資料が見当らないのが大へん残念であるが、前に一言した如く像師には教証二道の義を知らずして観道の法門を謂うなと誡めた制定があるのみ。

わが隆師は

日像聖人は教観の異を弁ぜずして開会・観心の法門を云うべからず等と示し給う、貴き御教誡なり。此の諸御抄の大意を得ざる諸法華宗は、天台宗の如く観心・開会を好んで本迹一致を成ずるは大謗法なり。(隆全一二五五)

といっている。これ像師が本迹勝劣論者であった証であり、隆師は諸著述中に日像門流を勝劣門流と断定せられている。

因みに最後に本迹論に関連する像師の宗号問題に触れて、像師に対する批難を是正しておかなければならない。像師に対する批判は好評よりも悪評の方が多い。その先鋒は興門の三位日順（摧邪立正抄 宗全二の三五〇）であり、次は常門の冠鐺日親（伝灯抄 同一八の四二）である。日順の像師批判は適評ではなく門流意識の嫉心より出でた酷評であるとさえ思われる。さすが上洛以来二十数年間三黜三赦の苦難を経て帝都開教を敢行した像師だけあってそれらの批判を受けるのは当然のことである。今日においても像師に対してはとかくの批判があるが、それらはさておき、教学上の問題として像師が奏請せる法華宗号について述べよう。

法華宗旨問答抄（宗全一二〇二）に云く

問フ、法華宗ハ上古ニ曽テコレナシ、近来頻リニ彼ノ称号ヲ立ツ、誰カ之ヲ信用センヤ。答フ、法華宗ノ称号ハ三国ノ相承ナリ。汝何ゾ旧記ヲ見ズシテ輙ク新名ヲ立ツト謂フヤ。

と提言し、次に法華宗号の三国相承なる証文を出し、而して法華宗の大意乃至法華宗は諸宗超過の宗旨なること、諸宗の邪法帰依は亡国であり法華正法の帰依は災難を消滅すべき旨を論じている。また法華宗弘通抄（同 二三三）には

只法華天台一家、諸仏出世ノ正法ハ教主釈尊ノ本懐ナリ。爰ヲ以テ　桓武天皇・伝教大師、倶ニ霊山ノ聴衆トシテ忝クモ此国ニ生レテ師檀トナリ、六宗ノ権義ヲ破シテ一乗ノ正法ヲ弘メ、南都ノ小戒ヲ破シテ北嶺ノ戒壇ヲ立テ、広クハ四海ノ含識ヲ救ヒ遍ク一天ノ群類ヲ利シタマウ。厥レヨリ已来　宗ヲ以テ法華ト名ケ、山ヲ以テ天台ト名ク。但シ止観・遮那ノ顕密、同ジク一山ニ在リト雖モ権実・傍正・優劣、差別ナキニ非ズ。然ルニ上古ノ高僧、先代ノ祖師、未ダ専一ノ弘通ヲ致サズ超八ノ深致ヲ弘メズ。爰ニ当宗ノ祖師　日蓮聖人　後深草院ノ御宇　始メテ此ノ法華宗ヲ興シ、釈尊ノ正説ヲ以テ所依ト為シ妙経ノ現文ヲ以テ証拠ト為ス。其ノ義門ハ山門ニ同ヅト雖モ弘通ノ本意ニ於テハ三国不知ノ宗旨、正像未弘ノ秘法ナリ。然ルニ根本大師ノ本意、仏意ニ相叶ヒ、祖師聖人ノ料簡、大

師ニ符合セバ誰人カ此ノ宗ヲ蔑如セン何人カ当流ヲ軽忽ニセン。……若シ一天ノ謗法ヲ停止セラレ無上ノ正法ヲ崇敬セラルレバ、災難忽チニ止ミ世ハ義農ノ代ト成リ、国土甚ダ穏カニシテ民ハ唐虞ノ民ト成ラン式。

という。これに対して執行師は

法華宗なる宗旨を用い台当を分別していない。即ち弘通抄には「根本大師の本意、仏意に相叶い、祖師聖人の料簡、大師に符合せば誰人か此の宗を蔑如せん」といい、台家与同の態度を示している。これ帝都開教の方策上、止むを得なかったものであろう。（教学史五六）

とて、台家与同・台当無分別の面のみを見ているが、望月博士は

然もその異同（台当の）については「其義門雖レ同ニ山門一於ニ弘通本意一者三国不知之宗旨、正像未弘之秘法也」と当時の問題となりし宗門の異端を挙ぐる中に、明らかに本迹勝劣とあれば、師の時は本迹論につき著書のありしに依つてもその盛んなるを見るべし。（学説史三九）

と、台当相異・正像未弘の面を主張している。即ち執行師は「三国不知の宗旨、正像未弘の秘法」とあるところを無視しているのである。しかし両師とも像師が何故台当無分別の「法華宗」なる称号を用いられたかということについては言及していない。

像師は今の二書において何故台当共通の「法華宗」なる宗号を用いたのか、この二書は他宗の怨嫉を度々経験して始めて著されたいはば提訴状の如きものであることは、その文体を拝すれば明らかである。彼にはこの二書の前に朝廷に提出した延慶三年六月二十三日付の（第二黜中）の訴状が存する。その訴状の趣意を敷衍したものが今の二書であろう。故に訴状と二書とは具略の異であって同趣のものである。何故台当共同の宗号を用いたか。それは「法華宗」なる宗号が勅許公認の宗旨なるが故である。当時の宗旨弘通は今日の如き宗名を私称することは禁物である。中

世においてはすべて弘通は勅許を得た公称の宗旨でなくてはならないのが原則であったであろう。この故に公式に朝廷に奏上する提訴状には朝廷公認の公称を用いなければならない。像師の提訴の意は今わが弘通する法華宗はその昔伝教大師の奏請によって桓武天皇の建立し給うた勅許公認の宗旨である、しかるに朝廷は何故この法華宗の弘通を許さないのかというにある。この論旨は諸宗の讒奏によって洛外に追放された像師でなくては言明し得ないところである。当時真の国家公認の宗旨としては南都六宗と天台法華宗である。而も南都の六宗も伝教大師上表文（伝全一五）の標題に「将ニ絶エントスル諸宗ニ続キ更ニ法華宗ヲ加エンコトヲ請フノ表」とある如く、将に絶えんとしていたものを活用せんが為に大師の奏請によって始めて公認されたのである。故に実質としては各独立の一宗としての価値はなかったもので、法華宗体内の補助的宗旨であったことは上表文及び大師伝（伝全五所収）を見れば明らかである。その後に興れる真言宗も同様で天台法華宗の体内的宗旨である。されば宗祖は伝教大師は、唐より天台・真言の二宗を伝えたが天台法華宗中の止観・真言として真言宗の宗の字を削られた（撰時抄―縮一二二九報恩抄―〃一四七〇等）といわれているのである。かかる意義において問答抄・弘通抄共に「法華宗」なる公称を用いたのでその所期は本門妙法の弘通にあった。しかるにその文面のみをもって台当無異・台家与同というは短見である。

かくして像師は建武元年四月十四日（Ａｎ五三）に法華宗旨弘通の勅許を得たのである。これ宗祖直弟諸師にはそれぞれ申状また訴状があるが[3]、これら諸師の所期の本願を達成せしめたのが像師である。かくなればこそその後に来れる諸師の洛中における宗旨弘通が容易になったのではあるまいか。されば像師に対して岡宮の日法（宗全一一四七）や池上の日輪（同二七三）の如く賀状を呈すべきはずなるに、却て像師を悪評しまたは毀謗することは、これ門流根性の嫉心より出でたものと見るより外にない。而も像師は興師の申状に表明せる如く、明らかに台当相異を言明しているので、決して本迹無勝劣・台家与同でなかったことを断っておく。

（註）

(1) 「定禁制条々」（暦応四、七、二四―An六〇）第一条中に云く

次不レ知二教道・証道義一而於レ謂二観道之法門一之輩上者不レ可レ為二妙顕寺御門徒一（宗全一の二五一）

(2) 凡例に云く

ただ本迹同一文集に「聖人勧持品行者八十万億化身歟」と云ひ、更に「上行等地涌千界未出現事」の一章を設け、宗祖の上行再誕説を認めざる点に於て、同師の相伝と伝へらるゝ本尊相承書等と相容れず、且つ夫れ本集には祖書の引文に悉く録内巻数を以てす。旁々真偽考究の要あらんか。

(3) 申状また訴状

昭師の申状（宗全一の七）弘安八、四　An四

朗師の申状（〃　二一）弘安八、　An四

興師の申状（〃二の九五）正応二、正　An八

同　（〃　九七）嘉暦二、八　An四六

同　（〃　九九）元徳二、三　An四九

向師の申状（〃一の三六）嘉暦四、正、二九　An四八

頂師の申状（〃　四〇）正応四、三　An一〇

高師の申状（〃　四七）正安四、三　An二一

弁師の訴状（〃　八八）永仁元、五、一六　An一二

以上の中興師のみは伝教の法華迹門と宗祖の法華本門との不同を示している。その後の興門の諸師みなこれに倣っている。

結

以上述べたところによれば、宗祖滅後の教学史上の第一期は直弟分張時代で、即ち宗祖滅後より像師の上洛弘教・弘通勅許を得るに至る約五十年間は、対外的には一は直弟たちが全力を挙げて権宗を折伏しつゝ妙法弘通に挺身し、二には法華宗広布の公認を得んとして国主諫暁に努力した時代である。従って対内的には教学において内心所懐の方は宗祖直伝の本迹勝劣思想であって、実際布教の面では未だ本迹対判の要はなく、権実相対の旗幟を掲げて小権諸宗に対向した時代、即ち権実対判時代であった。故に未だ台当無分別・台家与同の立場を免れ得なかった。それ故各直弟の活動においては未だ後世におけるが如き明白なる本迹思想を見ることはできない。偶々一致・勝劣の論争であったとしてもそれは迹門読不の問題で、本迹勝劣といえば迹門不読、一致といえば本迹共用という程度のもの、即ち法華一経中の迹本問題であって、室町期以後におけるが如き一致・勝劣の問題ではなかったのである。室町期に入ってからは一致といえば本迹同体論であり、勝劣といえば本迹異体論である。而もその本迹は一経中の迹本二門の如き単純なる約経本迹（横の本迹）ではなく、本地・迹中という約事本迹（竪の本迹）の問題となるのである。これは外形的にはわが法華宗が当時仏教界の総本山ともいうべき比叡山に最も近い京洛に移行して来たことに因り、また本宗教学の上に中古天台が浸入したことに因るのである。

大体何時頃より中古天台の思想が本宗内に混入するようになったか、それは南北朝の初期、像師の法華宗弘通の勅許を得てより後だと思はれる。像師の弘通勅許を得たのは建武元年（Anno五三）であり、それまでは未だ本宗教学中に中古天台義を見ないが、像師が妙顕寺六ケ条禁制を定めたのが暦応四年（Anno六〇）で、その中に前出の教証二道の義を知らずして観道の法門を論ずるなとあるのは、中古天台の影響による本迹一致を排したものであるから、この頃すでに中古天

台教義による汚染の崩があったものと思はれる。

ところで中古天台の受容の態度に二系統がある。一は本迹已分・未分の相対思想を継承したもの、二には観心の重たる本迹未分の実相思想を採用したものである。大体において前者を多分に採用した門流はこの已分・未分の相対思想によって文上・文底の教観相対の教判を成立せしめたのであり、後者を多分に受容した門流は本迹未分・無作本覚の観心義によって実相同を主張するに至ったのである。故に宗祖直弟たちにおいては未だ本迹同体説がなく、皆一様に宗祖直受の本迹勝劣思想であったものが、祖滅数十年以後中古天台教学の浸透するに及んで、歴然と一致門流と勝劣門流とが分流対立するに至ったものである。(1)

(註)

(1) 冠鐺日親の「伝灯抄」(文明二年作 An一八九)に、日親所感の四ケ条中第四条、無益の諍論は避くべきだという中に

法華宗に成りたけれども、本迹一致・勝劣、叡山の戒壇を踏む・踏まず、謗法の供養を受く・受けず、社参仏詣を致す・致さず云々 (宗全一八の三〇)

とある。これ室町時代当時は本迹の一致・勝劣の論諍を一般市民までが知っていたことを証する。